



第一七〇號

昭和十一年十月一日第一七〇號
（毎週一回水曜日發行）

五錢

報 周

號日七十月一

國	民	學	校	制
產	業	報	國	運動
機	機	機	機	機
械	械	械	械	械
大	陸	の	衛	生
代	用	燃	料	の
機	機	機	機	機
械	械	械	械	械
事	變	經	過	一覽表
附	錄	（昭和十一年版）		

露光量違いにより重複撮影



アシシア・リバーフロント・タワー
Asia Riverfront Tower

週報 (第一七〇號)	
——内閣情報部編纂——	
國民學校制 文部省二二	
産業報國運動の新展開	
大陸の衛生 上上一	
陸軍省警務局一六	
代用燃料の話 商工省二七	
機械商工省二七	
戦時統制物資調査課 (8)	
日ソ國交の調整 外務省情報課一九	
最近公布の法令 内閣官房法務課一四	
文部省農林部農業課一四	
陸軍始大觀式 大元帥陛下の部發表	

月五日(金)

陸軍省部、支那新中央政府樹立
問題に關し意見一致 ▶英の薩摩、

定、帝國新政權支援に関する聲明
情報相更迭 ▶ソ聯、ブルガリア
發表 ▶英佛、土通商財政協定成

通商協定成立

立報せらる

月九日(火)

久遠宮朝櫻王殿下中支より
御駕還 ▶興亞院會議

久遠宮朝櫻王殿下中支より
御駕還 ▶興亞院會議

生絲船統制規則公布

月十日(水)

支那新中央政府樹立の運動
支援に決す ▶明年度公債
發行五十億八千餘萬圓と

御下賜 ▶昭和十四年の本邦對外

貿易額超八億五百四十萬圓と大

藏有發表

日ソ通商本交渉第一

合戰果敷遺棄死體三萬餘具

南支見セスコトに開催、東郷大使

回會見セスコトに開催、東郷大使

案文を提出

月十一日(木)

満蒙國境準定委員會、第一次ハ
ルビン會議開催 ▶日ソ通商兼備

儀、支那新中央政府支援に一決

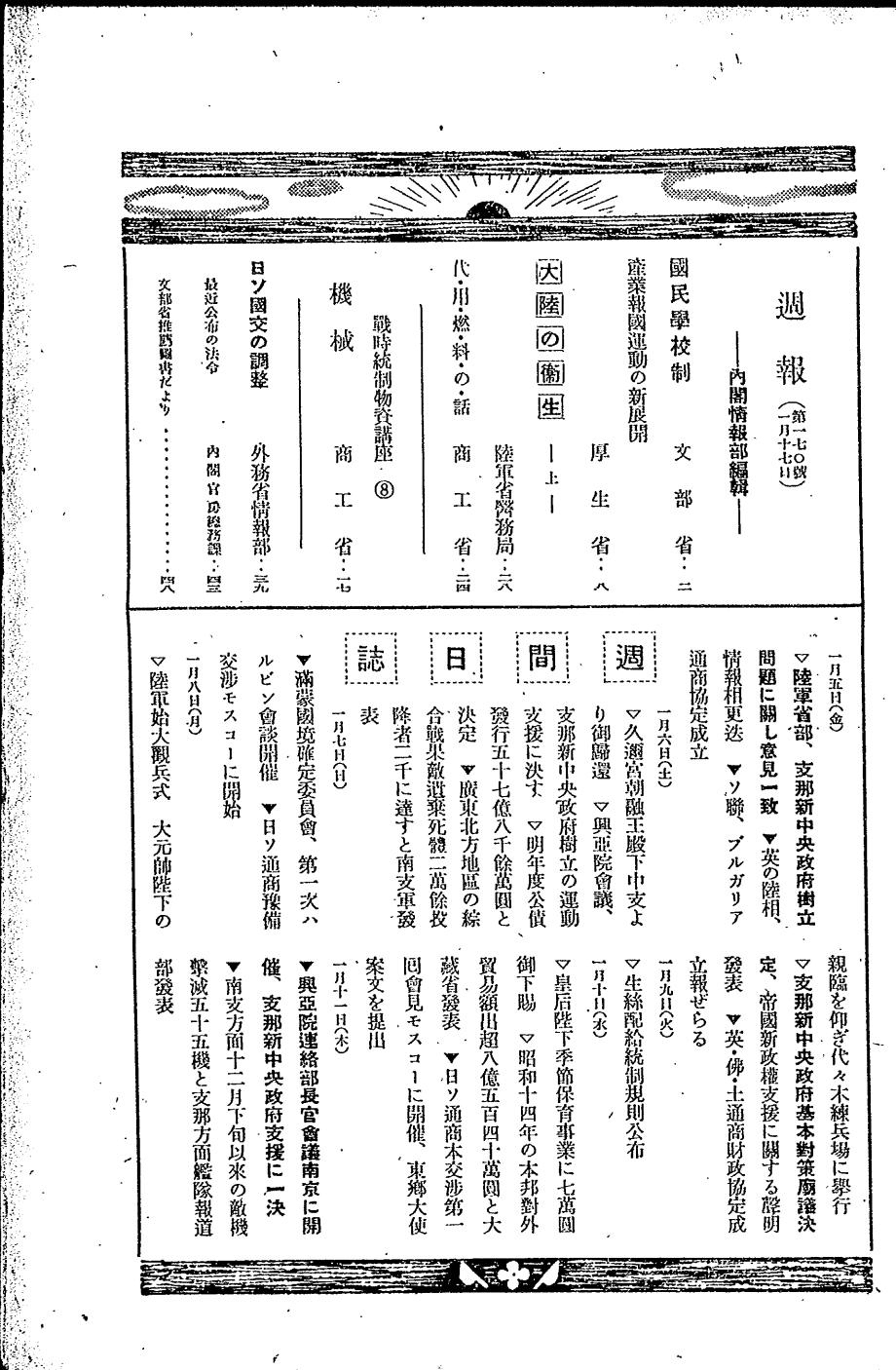
交渉セスコトに開始

月八日(月)

南支方面十二月下旬以來の敵機
擊滅五十五機と支那方面艦隊擊退

月九日(火)

露光量違いにより重複撮影



國民學校制

文部省



國運未會の伸張に伴ひ、東亞竝びに世界に於ける
わが國の地位と使命とが、いよいよ重大さを加ふるとき、
教育を改善して國本培養の効を全からしめることは最も
喫緊の要務である。

先に優渥なる上諭を拜して、文物の進歩及び内外の
情勢に鑑み、教育刷新振興の方途を講ずるため設けられた
教育審議會に於て調査審議の結果、昭和十三年十二月
内閣總理大臣に對し、國民學校に關する要綱、師範學校に
關する要綱及び幼稚園に關する要綱を答申したので、文
部省ではこれを慎重考究の結果、先づ國民全般の基礎教

育たる初等教育制度を改善するを緊要と認め、右答申中
の國民學校に關する要綱に基づき、昭和十五年度に於て
諸般の準備を整へ、昭和十六年度から現在の小學校を國
民學校とする國民學校制を實施することになった。

今度實施しようとする國民學校制は、國民全般に對する
基礎教育を擴充整備して、新學制の根基を確立すると
ともに、大國民として須要な基礎的鍛成を完うし、國運
進展の根基を培養するため義務教育の年限六年を八年と
し、皇國の道の修練を旨として、その内容に根本的刷新
を加へることとし、教材を統合して教育の徹底を圖り、

基礎的鍛成をなすこととする

(一) 國民學校の教育を全般に亘りて皇國の道の修練たらし
むること

(二) 教科の分離を避けて知識の統合、具體化を圖ると共に

心身一體の訓練を重んずること

(三) 教育と生活との分離を避け教育をして國民生活に即せ
しむるを旨とし特に高等科に於ては割一に限せず地方の實
情に應ぜしむること

(四) 文化の進展に伴ふ教材の充實を圖ると共に兒童心身の
發達に應じ教科教材を整理、配し國民學校八年を通じ一貫

して充實したる義務教育たらしむること
初等國民教育は國民全體に漏れなく與へられる教育で
あり、しかも國民の基礎的鍛成をなす學校であるから、
名實ともに國民教育の面目を一新するため小學校を國民
學校と改めることとしたのである。

國民學校の修業年限を八年とし、これを義務教育とす
ることによつて現行の義務教育年限を二年延長すること
になるのである。義務教育年限延長のことは、從來しば

國民精神の昌揚、知能の啓発並びに體位の向上に努め、
知徳心身を一體として國民を鍛成し、以て内に國力を充
實し、外に八紘一宇の榮國精神を顯現すべき次代の大
國民を育成せんことを期したものである。次にその大要
を説明することとする。

一、小學校を國民學校に改め、課程を左の如く改めること

(一) 國民學校の修業年限を八年としこれを義務教育とする
こと
保護者は兒童の六歳に達した日の翌日以後に於ける最初の
學年の始めから十四歳に達した日の屬する學年の終り迄こ
れを國民學校に就學せしむべきものとすること
土地の情況によつて初等科又は高等科のみの課程を置くこ
とが出来ることとし、これを初等國民學校又は高等國民學
校とすること

二、國民學校の教育を左の趣旨に従つて刷新し國民の基
本的鍛成をなすこと

しば論議され、その必要な所以は今更論ずるまでもないが、初等教育制度改革上重要な點の一であるから、その理由の主なもの二三を説明する。

その理由の一は、青年前期に於ける教育の重要性から見したものである。

児童十三、四歳の時代は、児童期から青年期への過渡期であつて、この時代に於ける児童の環境や、指導教育の如何が児童の心身の上に一生涯を左右する影響を及ぼすのであるから、この時代に充實した教育施設の下に適切な指導、規律ある養護鍛錬を施して、國民の保健、徳性の健全な發達、知的水準の向上を圖り、國家の進展特に國防能力の増進、産業の振興等に寄與する事が喫緊の要務である。

理由の二は、教育内容の根本的改善のためには是非義務教育年限を八年に延長しなければ不可能であるからである。

初等國民教育の内容を根本的に改善し、一面に於て國

運進展に伴ふ教材の充實を圖るとともに、他面いはゆる

教育偏重、人格教育の不徹底等の諸弊を除去することが目下の急務である。しかしこのやうな缺陷を、現行制度の六年の課程で根本的に是正することは到底不可能である。そこで義務教育の年限を延長して從來の教科課程を整理統合し、教材を児童の發育及び理解の程度に適合させ、児童の健全な發達を期すことが極めて大切である。

理由の三は、教育の機會均等と社會政策上より見た重要性からである。

尋常小學校卒業者の動向を見るに、昭和十三年三月尋常小學校卒業者約百五十九萬三千人中、高等小學校及び中等學校に入學した者は、その八割三分強約百三十三萬三千人であつて、残りの一割六分弱約二十六萬人は低度から男子には青年學校が義務制となり、教育の惠澤がそれだけ薄くなつたのであるが、いふ迄もなく青年學校は本來勞務に服する者に對する施設であつて、これで充

社会でも如何に重視されてゐるかが窺はれるのである。

義務教育の八年制は右の理由によるので出来るだけ早く實施することが望ましいのであるが、新制による教科書の編纂や、財政上の都合等で昭和十九年三月に國民學校初等科を修了する兒童(現在の尋常小學校第一學年の児童)から八年制の教育を義務とする豫定である。従つて、この年齢に該當した青年學校の普通科は、昭和十九年度に第一學年を、昭和二十年度に第二學年を廢止することになるのである。

國民學校の課程はこれを初等科と高等科に分ち、その修業年限を初等科六年、高等科二年とし、土地の状況により初等科又は高等科のみの課程を置くことを得しめるのであつて、この分ち方は現在の尋常小學校と高等小學校の分ち方と同様である。中等學校へは初等科から連絡する豫定であるから、この點についても現行制度と變りはないのであるが、異なる點は、小學校では尋常科六年の課程で一應一般國民としての基礎教育は完了し、その後の上に、高等小學校が置かれる建前となつてゐるのに對

し、國民學校は八年を通じて一貫した教育を施すところにあるのである。これを初等科と高等科に區分するのには、兒童は十二歳の頃は心身發育上一時期を劃し、こゝからいはゆる青年前期の段階に入る所以である。同時にまた中等學校との連絡や、兒童將來の生活について考慮を必要とするに至る等の理由によるのである。

國民學校の教育は八年間を通じてその内容を根本的に刷新し、皇國の歴史的使命を負荷するに足るべき國民の基礎的鍛成を圖らうといふのである。

わが國教育の本義が、教育に關する勅諭に昭示し給へる皇國の道の修練にあることは今更いふまでもないが、初等教育に於ても從來やゝもすれば歐米の思想文化に累ひされて、その徹底が未だ十分でない憾みがあるので、

國民學校に於ける教育の全體を擧げて皇國の道に歸せしめることとし、その修練を重んじ、眞に皇國臣民たるの基礎的鍛成に遺憾のないやうにしたのである。

從來の教育は十數の科目が併列し、その間の統一聯絡を缺く嫌ひがあつたが、國民學校では、次のやうに之

を數教科に統合し、全體として國民精神の昂揚、科學知能の啓培、體位の向上、情操の醸化に努めることを明らかにする一方、訓練を重んじ知識と實行との合致を圖り、心身を一體として實踐的國民を育成せんことを期したものである。

國民學校初等科

國民學校初等科の教科は左の四教科となすこと。

國民科 修身(禮法を含む) 國語・國史・地理

體鍛科 武道・體操(教練) 遊戲及び競技、衛生を含む)

藝能科 音樂・習字・圖畫・作業・裁縫(女)

理數科 算數・理科

國民學校高等科

國民學校高等科の教科は左の五教科となすこと。

國民科 修身(禮法を含む) 國語・國史・地理

體鍛科 武道・體操(教練) 遊戲及び競技、衛生を含む)

藝能科 音樂・習字・圖畫・作業・水産の二科目又は數科目

理數科 算數・理科

體鍛科 武道・體操(教練) 遊戲及び競技、衛生を含む)

以上で今回實施する國民學校制の大要の説明を終つたが、その實施に伴ふ師範學校の教育内容の改善のこと、義務教育年限の延長により高等科に就學を強制される兒童の就學獎勵施設のこと等についても、それ／＼計畫中であるが、今回はこれを省略する。

他國家の進歩に應じ須要な事項に關する教材を充實すると共に義務教育の年限延長に伴ひ教科教材を兒童身心の發達に應じて適當に整理・改訂し、國民學校八年を通じて適切有效な教育たらしめんことを期したのである。

國民學校の兒童に使用させる教科書は敍上の教育内容の刷新に伴ひ改訂を加へるのであるが、これを一時に改正することは困難な事情があるので、昭和十五年度に初等科第一學年第二學年、昭和十六年度に、同第三學年第四學年、昭和十七年度に、同第五學年第六學年、昭和十八年度に、高等科第一學年、昭和十九年度に、同第二學年の教科書を編纂してそれ／＼翌年度から使用させる豫定である。

週報月刊『東京ガゼット』
英語版 TOKYO GAZETTE

◇日本を英文で海外に宣傳する爲めの雑誌

◇國策を英文で讀む爲めの雑誌

◇定價 一部 金七拾五銭 (送料共)

◇普及版特別定價 高等専門學校 大學の教材として使用の爲め刊行す。

一部 (甲) 金二十銭(三拾部以下の注文)
乙 金十七銭(三拾部以上の注文) (送料共)

◇申込所 東京市麹町區永田町二丁目一番地

内閣情報部分室
東京ガゼット發行所



産業報國運動の新展開

厚生省

一 はしがき

産業報國運動については、さきに週報第一〇一號(昭和十三年九月二十日發行)に「産業報國運動について」と題して大要を述べたが、當時各事業場に組織されてゐた産業報國會數は、全國で僅か一千百五十八に過ぎなかつた。しかしその後、姿勢の急轉に伴ひ、産業報國運動の使命はいよいよ重大性を加へるに至つたので、昭和十四年四月、本運動を政府の國策としてとり上げ、全責任をもつてこれを指導進展させ、本運動を單に勞資調整の領域に止めず、本運動とその組織とを、労働行政の中核として育成することとし、各道府縣管下の産業

報國會を結集して産業報國聯合會を設置させ、厚生、内務兩大臣の指導下に地方長官(鎌山に於ては鎌山監督局長)の見地から、産業報國聯盟の改組擴充を圖り、各般の機關を整備して廣く朝野の有識者を組織内に網羅した。また産業報國會指導に關する責任と指導権につき政府と聯盟との關係を明確にして、政府が指導の中心母體となり、聯盟はこれに協力して一貫した政府の方針の下に政府と一緒にとなつて事業を遂行することとしたのである。

政府のこの産業報國運動の新活動方針樹立以來、官民一致の努力の結果、今や産業報國會は一萬二千を突破し、會員數また二百五十三萬有餘の多きを算するに至

り、また地方聯合會の組織は、すでに府縣聯合會二十二、

鐵業報國聯合會四、合計二十六の結成を見る等、本運動の組織は異常な進展を示しつゝある。

そこで政府は、かかる段階に即應し、事業一體職分離の實績を充分顯揚するため、大要左の體系を整へ、

その指導の萬全を期することとしたのである。

二 産業報國運動の本質

産業報國運動は、國體の本義に基づく皇國産業の本質と、皇國産業人の眞使命とに立脚して、産業報國精神を確立し、その普及徹底を圖ると共に、これに即する新産業労働體制を樹立して、全機能の振興發揚を期し、以て大業を賛美し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。本運動は全産業人に皇漢扶翼の指導精神を徹底させると共に、事業場單位の産業報國會を中心とする組織の活用によつて、産業並びに産業人に課せられた國家的使命を完うしようとするところにその本質があるのである。

日本に於ては、天皇を中心として、萬民齊しく天皇に

(一) 産業報國運動の指導精神

産業報國運動の指導精神は、皇漢扶翼の臣民道と事業一體職分離の實踐理念とを結びつけた新産業精神である。

わが國の歴史上にも、古くは大化の革新(建武の中興)近くは明治維新の如く、外來思想がわが國を危くし、また國民が誤った方向に走る時、これ等革新の指導原

理は常に國體中心の思想であつた。今日の時勢を鑑み、日本産業人の指導精神を確立するには、その根本を國體の原理に求めなければならぬ。産業報國運動の眞面目は全産業人が國體精神をいかに把握し、日常業務にいかに實踐するかにあるのであつて、單に産業報國會の形式的整備に止まつてはならない。

日本の國體は、國以來實踐し來つた歴史的事實であり、萬古不變の日本の道である。日本臣民の踏み行ふべき道、即ち皇漢扶翼の臣民道は、國の御神勅によつて明らかである。

歸^かし奉り、分を盡して大御心を翼賛し奉るところに、日本國民の眞の姿がある。そこに完全なる調和があり、完全な一體を形成してゐるのである。また皇運扶翼の實践手段としても、私心を存し、兄弟情に鬱々^{うきうき}のでは眞の御奉公は期し難い。全國民が深く臣民道に徹し、分を盡し、分を守り、感謝報恩と盡忠報國の信念に燃えて學國一致となる時に、國力は最も擴充發揚されるのである。

産業界についてこれを見れば、皇謨翼賛の本質を有する皇國產業を、上御一人より御預り申してゐる立場に於てその責任は特に重いといはねばならぬ。全産業人は、その職分の如何を問はず、全力を盡して産業の發展を圖り、御寄託に副ひ奉らなければならぬのであつて、事業場は正に皇運扶翼、産業報國の實踐道場である。一切の資本家、經營者、技術家、労務者は皇運扶翼の目的によつて結ばれた人々である。國體を眞に反映すれば事業場成員は全員一體、天皇に歸^かし奉つてゐる。

のが眞の姿でなければならない。産業報國會長は、皇國産業の本來の使命達成のために經營の萬全を期し、大御心をして會員に聖澤を過く及ぼさせ各々の處を得させ、會員も亦皇國產業の主義に鑑みて業務に精勵し事業の發展を圖り、全員一家族の如く相親和し相協力して國家の興隆に寄與し、臣民道を完うしなければならないのである。

(二) 産業報國運動の組織理論

産業報國運動は、單なる精神運動ではない。産業報國會を軸とする新らしい産業勞働組織を樹立し、その組織の活動によつて、産業報國精神の把握と實踐とを期すといふのである。産業報國精神を明らかに實生活に顯現するには、必ず組織の活動に俟たなければならぬ。産業報國運動は、産業報國精神を把握實踐するため、これに適合した有力な組織を結成し、物心兩面よりその組織の機能を發揮し、恒久的態勢の下に之を進展させることにしてゐるのである。

産業報國運動の見地からすると、事業關係者會員は齊^{そろ}する。

緊の要務とされるやうになつた。

産業勞働界も同様で、産業勞働問題は漸次統制經濟の中心問題となり、國家的重要性はます^{ます}加はるに至つてゐる。同問題中特に緊急を要するものは、國家總動員法によつてその處置を講じてゐるが、産業勞働關係の重要な問題は單にそれのみに止まらず、各般に亘つて國家の積極的な行政施設を要するのである。その圓滑な運営は、在來の行政機構乃至國家總動員法による權力統制のみでは萬全を期し難い。

各行政が全産業人の積極的自發的協力を得、有機的關聯性を保持して、事業場に浸透反映するに足る産業報國運動組織が必要であり、全産業人が、産業人たる立場に於て積極的に行政に協力し、皇運を扶翼し奉る組織が望ましい。皇運扶翼を指導精神とする官民一體の産業報國運動は、かかる國家的要請に適合するものである。即ち産業報國は、國家と産業人とを産業報國精神によつて結合し、組織化し、この組織によつて國家の意思と産業人の協力を産業部面に顯現しようといふのである。かくし

て、いはゆる勞資問題は勿論、産業經營、技術、能率、教養訓練、厚生、保険、失業、登録、移動防止、技能者養成等労働關係の各般の問題は、産業報國運動によつて相互に有機的に關聯して組織化され、その實效を擧げることが出来るのである。

さらに産業報國運動は、東亞新秩序建設の根本たる國內新秩序の産業労働界に於ける建設運動である。東亞の新秩序は、いふまでもなく、八紘一宇の大精神に基づく新秩序を東亞の天地に建設し、東亞民族の恒久の平和と幸福とを圖ると共に、併せて世界の新秩序と眞の平和とに貢献せんとするものである。しかしてこの驕國の大理想實現の根本となるべきものは、日本國民自身の自覺と信念とであり、新秩序建設の支柱は、まづ國內の諸體制に太く打ち樹てられなければならない。

産業報國運動は、東亞新秩序建設に照應する國內新秩序建設の一環として、産業労働界に新體制を樹立し、かかる國家的要請に應へんとする歴史的意義を有するものである。

三 産業報國會

(一) 産業報國會の本質

産業報國會は、産業報國事業一體の指導精神を各事業場に顯現するため、事業場の構成員全員を以て組織する團體である。組織形態は事業場一體一家の全員組織であり、その目的は、産業報國事業一體精神の把握實踐にある。この把握實踐は、産業報國會の各事業を通じて、一步々々その實踐を期さうとしてゐる。この建前より、産業報國會と事業場との本質的關係を考察するに、産業報國會は事業場そのものではないが、各自の日常の職場の實踐と、全然遊離した單なる御用團體のやうなものでもなければ、事業場と對立した團體では勿論なものであるから、産業報國會こそ皇國產業の生命の泉であり、事業場の據つて立つべき道義的結合體である。

(二) 議會の運営

(一) 議會の運営は、産業報國事業一體精神を中心とし、全會員の人格的融合一體を顯現し、産業報國を實踐躬行する據點として運用されなければならない。

しかしして産業報國實踐の當面の中心は、いふまでもなく、今日事業場に課せられた最大使命であるところの生産力の擴充、生産量の飛躍的擴大である。産業報國會の諸事業は勿論、産業報國運動の全組織を動員して、これが目標に向つて全機能を發揚するやう運営の萬全を期さねばならない。

産業報國會は、事業が生命である。よろしく眞摯なる研究を遂げて、産業報國事業一體精神の把握實踐に役立ち、かつ本會として適正なる事業を計畫して實施すべきである。かゝる計畫は理事會等の機關で行はれる場合もあるらうが、産業報國會の本質と、全員協力の建前上懇談會に於て發議又は討議されることが好ましい。

しかし産業報國會の事業は、徒らに多きを望んで能事終れりとするものではない。各事業が眞にその實效を學

事業場はその精神の顯現される日本産業人の活動體であり、日本の協同社會である。兩者は表裏一體、二者不可分の關係にあるものといはなければならない。

(二) 産業報國會の事業

産業報國會の事業は、産業報國事業一體精神の把握實踐を目的としてゐる。即ち産業報國會の各般の事業は、産業報國事業一體精神の眞諦徹底と、同精神の顯現たる事業でなければならない。これを大別すれば、

(イ) 教養訓練の諸施設は、産業報國事業一體精神を徹底し、新らしい人生觀、世界觀を確立し以て事業場全員の精神的統一を圖ることを中心目標として計畫され、

(ロ) 厚生福利の諸施設は、産業報國事業一體精神の顯現たる事業繁榮と萬民厚生との融合一體を實現するため、はた又當面の實踐目標たる生産力の擴充に事業場の全機能を發揚するための根本方策として考究實施され、

(ハ) 國策協力、銃後後援の諸事業は、事業場が國民の統制ある有力なる活動體たる事業に鑑み、産業報國精神

げることが第一であり、その種類と規模とは、各事業場の業態、規模能力に相應すべきものである。また根本精神とその目標に反しない限り事業場の傳統、家風、實績等に鑑みて、其の特殊性と自主性とを充分生かさなければならぬ。現在各事業場に於て自發的に計畫實施されてゐる各種事業を要約すれば左の如きものである。

産業報國精神徹底の教

化教育に関する事項

（イ）富城遙拜、國歌合唱、國旗掲揚

（ロ）神社參拜、社祠建立

（ハ）武運長久戰捷祈願、慰靈祭

（ミ）修養會、講習會、講演、指導者養成、青年學校設置

團體體育設置、機關紙發行

（ホ）團體訓練、勤勞奉仕、會旗制定、舉手敬禮

（シ）優良職場または優良會員の表彰

（ソ）能率、厚生、その他事業

（タ）體育施設の擴充、健康診斷、健康相談所設置、療養所

設置、榮養食供給

（ロ）能率増進、技術教育、技能の表彰、作業並勤務制度改

善、環境整備、災害防止の徹底、作業取扱制定

（ハ）勞働條件の適正化、住宅建設、共濟施設、金融機關設

置、保育所、慰安娛樂施設、人事相談所設置

國策協力、鐵後援

採に關する事項

（イ）生活刷新、愛國貯金、消費節約、廢品回収、物資愛護

（ロ）國防獻金、移動防止への協力、防諺防空の實行

（ハ）傷痍軍人保護、出征將兵並戰死者遺族扶助、出征將兵慰問等

（ミ）產業報國會の機構

（シ）產業報國會の機構に關し、政府の方針を明示してゐるものは、事業主從業員雙方を含めた全體組織たることと、懇談會の機構とに關するものに止まつてゐる。思ふに、以上の方針は本運動の精華を發揮する上に於て全國的に統一を要する部分についてのみ、その割合を期したのである。各事業場に於ける全般的な組織形態力

さねばならない。さらに本運動の時局下に於ける重要性と、產業労働界に於ける恒久的體制樹立の本質とに鑑み、政府自ら全責任に於てその指導の萬全を期することになつてゐるのである。その指導の責に任ずる者は、本運動の最高使命の認識と、機微なる產業労働界の實情とに精通し、產業労働關係の各般の問題に關して眞に適切なる指導をなす必要がある。こゝに於て職責上その指導の任に當る官廳側と、各產業報國會の指導者とは協力して一體となり、その指導運営の萬全を期さねばならぬのである。

至機構の問題は、本運動進展の實情に鑑み、各事業場の業態、規模、傳統その他の特殊事情に應じて、これを各事業場の創意に一任して來たのである。かくしてこそ、眞に生命の潑刺たる產業報國會が誕生し、その精華を發揮する所以であると信するのである。

四 産業報國聯合會

產業報國聯合會は、地方長官（鐵山では鐵山監督局長を中心とする鐵業報國聯合會）を中心にして、管下の全產業報國會を網羅した官民協力の指導連絡組織である。

各產業報國會は、各事業場の獨特の識見手腕によつて運用されるべきであるが、その本質と最高目標を同じくし、實踐方法は軌を一にするものがあるのである。また本運動は國體精神を近代產業組織とその運営との中に顯現しようとするものであつて、その具體の方策は一家の獨善に陥ることなく、全產業人の自發的發意と、豊富な經驗とを總動員して創造建設さるべきである。全產業報國會は協力一體互ひに切磋琢磨して、その使命完遂を期

以上の觀點から各產業報國會を権輔とし、さらに上部の機構たる官民一體の聯合會を結成して產業報國運動の組織體制を整備し、各產業報國會の指導連絡に當ると共に、產業労働關係の各般の問題を有機的に統合連絡し、以て本運動の精華を發揚しようとしてゐるのである。產業報國聯合會運営の執行機關としては聯合會長として地方長官がこれに當る外、副會長、常任理事、理事、常任幹事及び幹事をおくこととし、その銓衡は、聯合會が

官民一體の組織と全産業報國會關係者の自發的活動體たる本質に基づいて、産業報國會關係者及び關係官廳職員中よりこれを銳精し會長が委嘱することにしてゐる。また諮詢機關としては勞務委員を設置することとして、顧問その他の機關をも置けるやうにしてゐる。産業報國聯合會の研究と創造とによらなければならないのであるが、顧問との他の機關をも置けるやうにしてゐる。産業報國聯合會の命は事業の實踐にある。事業の計畫は、各聯合會においてある。

- (1) 産業報國精神の普及徹底
- (2) 産業報國會の設置勧奨
- (3) 産業報國會の指導連絡
- (4) 産業報國會を指導すべき人物の養成
- (5) 目的達成上聯合會に於て共同に實施する適當とする教育

五 むすび

以上現段階に於ける産業報國運動の大要を述べた。産

業人たる者は産業の國家的使命と時局の重大性とを深く認識し、渾然一體各、その本分を盡し國家に奉ずるの覺悟を必要とするのである。

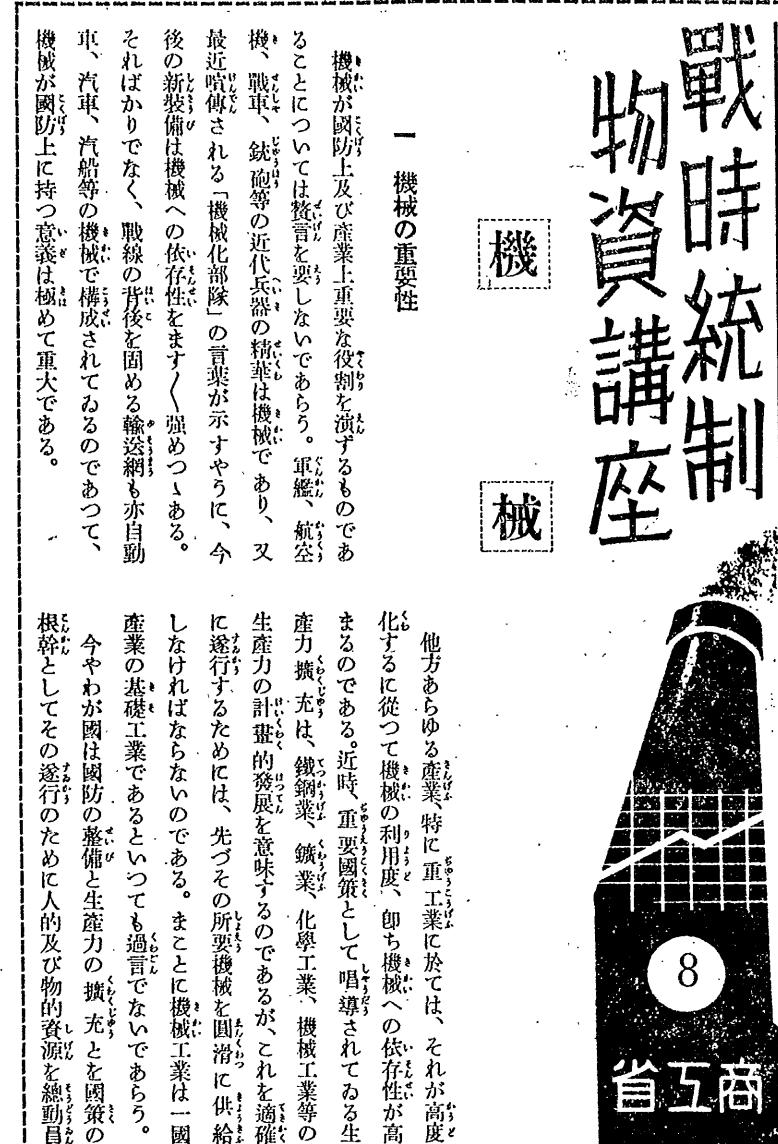
週報 **寫眞**
一月十七日號
が出ました

☆表紙 スキーを穿く東北の乙女
豆提携は寒かないよ——海洋少年少女團の艦上訓練
★江南の春近し
舊正月を前に支那の農民たちはどんな生活をしてゐるだらうか

☆戰友はまだ戦つてゐる
北京の衛戍病院に傷病の身を養つてゐた勇士たちは捲土重來の意氣にもえてまた第一線に向つてゆく

★陸軍始訓兵式——代々木原頭にて
☆ヘルシンキ爆撃に曝さる
☆海外通信
★兒童科學
勝鬨可動橋
☆漫畫 非常時ワインタースボーツ

☆カメラのいたづら 大きいものが小さくなつて小さいものが小さくなつたら
☆讀者のカメラ



他方あらゆる産業、特に重工業に於ては、それが高度化するに従つて機械の利用度、即ち機械への依存性が高まるのである。近時、重要國策として唱導されてゐる生産力擴充は、鉄鋼業、鍛業、化學工業、機械工業等の生産力の計畫的發展を意味するのであるが、これを適確に遂行するためには、先づその所要機械を圓滑に供給しなければならないのである。まことに機械工業は一國産業の基礎工業であるといつても過言でないであらう。

今やわが國は國防の整備と生産力の擴充とを國策の根幹としてその遂行のために人的及び物的資源を總動員

してゐるのであるが、かゝる事態に於て機械の生産供給を擔當する機械工業の使命は極めて重且つ大なりといはねばならない。機械の中特に時局關係機械ともいふべきものは兵器とその部分品を除いては、蒸気罐、蒸気タービン、内燃機関、電氣機械等の原動機類、礦山用機械、化學工業用機械、製鐵用機械、起重機、コンベア等の運搬機械、壓力機械、軸受、工作機械、自動車、鐵道車輛、鋼船等であつて、これ等の生産配給の圓滑を期することは極めて緊要な事柄である。

二 機械の配給統制

今次事變の進展に伴ひ輸入資金、機械用原材料の需給はだん／＼緊迫の度を深めると共に、時局關係機械の需要が激増したので、機械の配給統制は緊要な問題となつた。そこで政府は、機械の國防上及び產業上の重要性に鑑み、各種の配給統制施設の運用上遺憾ないやうに施設してゐる。以下これらの機械配給統制施設について大要を説明しよう。

(1) 輸入機械
機械の輸入は爲替管理法に基づく許可を受けなければならぬ。その許可是専ら機械の用途の緊要性の如何に依つて決定されるのであつて、軍需産業又は重工業に使用されるものに限り、許可されてゐる現状である。それも技術上國產し得ないものに限るのであつて、從來のやうに輸入品が國產品より安價であるとか、納期が早いといふことは許可の理由にはならない。かくて現在輸入を許可されてゐるのは工作機械、大型壓延機、精密機械等である。

(2) 國產機械

國產機械の配給を直接規正する法規は工作機械に關するものだけである。即ち昭和十三年七月、工作機械供給制限規則が制定され、設備たる工作機械三十臺以上を備へてゐる工作機械、製造業者の製造に係る工作機械は、兵器又は其の部分品を製造する者以外の者に對しては、原則として供給し得ないこととなつた。たゞ重要な工作機械、自動車、鐵道車輛、鋼船、礦山用精密機械等である。

第一は、日本機械製造工業組合聯合會(略稱機工聯)傘下の十九の工業組合で、時局關係の機械につきその種類別に構成されたものである。機械の種類は、蒸気罐、蒸気タービン、内燃機関、電氣機械、水壓管及び水門、鐵塔、礦山用機械、製鐵用機械、化學工業用機械、起重機、鋼索、ポンプ及び水車、軸受、自動車、工作機械、人造石油機械、通信機械、電氣計測器、產業用車輛、あつて、組合の名稱は例へば、蒸気罐については日本蒸気罐製造工業組合といふ風にそれゝの組合で製造する機械の上に「日本」を冠してゐる。これ等組合の組合員は特に政府の指定を受けた全國屈指の製造業者であつて、その總數は現在百三十二社でそれゝの機械の全國生産額の過半を占めてゐる。

第二は、最近府縣工業組合の改組によつて主要府縣に作られた業種別組合で、これも機工聯の機械の種類とほど同様な十三種類の機械について構成されてゐる。これ等の組合の組合員は機工聯の組合員に次ぐ有力業者であつ

て地方長官の指定を受けたものである。現在のところ組合數は六十七、組合員數は二千三十一名であつて、これ等の組合は同業者相集つて全國的聯合會を作つてゐる。

以上二系統は、同種の製造品目を扱ふ業者を以て組織されたいはゆる業種別組合であつて、政府が全國に於ける機種別の生産配給計畫を遂行する上に、最も理想的な組織である。

第三は、府縣工業組合聯合會（略稱府縣工聯）傘下の工業組合であつて、上述の二系統に所屬する者以外は殆んどすべて之に所屬してゐる。この組合は其の製造品目の如何を問はず、組合員の住所により地域別に構成されたものであつて、いはゆる「地域別組合」である。府縣工聯は各府縣にあるわけで、組合の總數は九百八十一組合、組合員總數は三萬人に近い。以上三系統の工業組合及びその聯合會の上に、日本鐵鋼製品工業組合聯合會（略稱日本鐵工聯）があつて、資材配給機構の最高峰をなしてゐる。

以上の各系統中機械の生産配給統制の一一番徹底してゐるのは機工聯であつて、組合員の受註品の個々につき

組合の審査機關に於て其の受註の可否を審査し、可決された受註品のみについて資材の配給を行ふ。なほ製品納入後は其の報告を徵してゐる。組合員は受註品の一枚毎に一枚のカードを使用して其の發註者、納入先の用途、納期、各種の所要資材數量等を記載し、これを組合に提出しなければならないのであつて、これを「カードシステム」といふ。

組合の審査機關には生産委員會、材料委員會がある。生産委員會は政府の指示した査定要綱により組合員の受註の可否を審査し、材料委員會は受註を可決した機器の所要資材量を査定する機關である。材料委員會で使用する標準所要資材量は組合の技術委員會で審議決定されるのである。生産委員會の査定が政府の直接指導下にあることは言を俟たない。主要府縣の時局關係機器業種別組合についても、昭和十五年一月以降機工聯とほど同様のことを行ふ豫定である。即ち組合員の受註の可否の査定は府縣に組合別に設置された機器配給協議會で行ふ。協議會の會長は經濟部長であつて、府縣が直接こ

の事業の指導に當るのである。又統制の徹底を期するため、この組合でも機工聯とほど同様なカード・システムを探ることになつてゐる。以上の二系統の統制によつて時局關係機械の約八割以上が受註、及び生産に關する徹底的統制の下に置かれるわけである。

府縣工聯及び特殊の業種別工聯では、以上のやうに徹底した受註審査機關が出來てゐない。

以上の受註兼審査制度は物資動員計畫所定の機械配給計畫を計畫數字通り精細に實施する上に於ては完全だとはいへない。即ち、例へば物資動員計畫で、本年石炭鑄業に對して三萬噸の機械を生産配給するといふ方針が決定された場合、全國各地方、各種の工業組合の審査に委しておいたのでは、その受註可決乃至資材配給量の合計をちやうど三萬噸に納めることはむづかしい。そこで各組合に共通な審査の數量的基準を與へる必要がある。發註承認書制度の生れた理由はこゝにある。

この制度の要點は次の通りである。

(一) 商工省機械局は、四半期毎に生産擴充計畫業の所管

官廳（例へば、石炭鑄業については燃料局）に發註承認書發行豫定數量を通報して、その數量の範圍内で發註承認書發行希望機械の一覽表の提出を受け、これに基づき機械の需要者に對して發註承認書を發給する。

（二） 機械の需要者が機械製造業者と註文契約を締結したときは、これを機械製造業者に渡す。

（三） 機械製造業者がこれを添附して所屬組合に資材の申請をすれば、受註審査機關は無條件に受註を可決し、優先的に資材の割當をする。受註審査機關のない府縣工聯傘下の組合等でも、これに準じて優先的に資材の割當をする。但し、一組合員に發註承認書が集中して割當の衡平を著しく害するやうな場合には、これを分散させるため特別の措置を講じる。

この方法によるときは、本年石炭鑄業用機械を三萬噸製造しようとなれば、三萬噸分の發註承認書を發行すれば、ことになる。なほ物資動員計畫で豫定されてゐる外地向機械についても、この方法を便宜適用してその供給を確保してゐる。

關東州、滿洲國又は支那向機械については發註許可制

度により物資動員計畫所定數量の機械の供給が確保され
てゐる。方法は概ね發註承認制度と同様である。滿洲
國又は興亞院連絡部は、物資動員計畫に基づくそれぐ
の地域向機械の供給豫定量の範圍内で、現地の機械需要
者に發註許可書を與へると、これが機械製作者の手に渡
り、右の機械製造業者から日本鐵工聯にこれを添附した資
材特別割當申請書が出て、日本鐵工聯は發註許可書に相
當する量の資材を留保して置き、これに對する特別割當
をするのが原則である。但し機工聯傘下の組合員に對し
ては、發註許可書に對する割當を機工聯内部に於ける一
般的割當に含めて一括割當をしてゐる。

ついても特別の資材割當方法が講じられてゐる。即ち軍當局から一定量の範囲内で充足軍需用資材割當證明書をその受託者たる機械業者に發給し、機械業者をして日本鐵工聯に對し資材の特別割當を申請させる。日本鐵工聯は、特別の留保資材からこれに對する割當をするといふ仕組になつてゐるのである。なほ参考のため申添へてお

くが、純粹の軍需用機械は、工作機械を除き、總て軍から直接その資材を受けることとなつてゐる。又生産擴充事業用ではないが、緊急の需要ある機械で、受註者が組合から受けた割當では製造し得ないもの、及び官需用機械についても特別割當制度があつて、割当的統制に彈力性を與へてゐる。その手續を一口で言ふと、特別割當を希望する受註者が、一定の書式で機械局に申請書を出すと、機械局ではこれを審査した上で適當と認めたものを、日本鐵工聯に連絡して特別割當をさせるのである。

以上の特別割當制度は前記の三系統の工業組合にすべて適用される。従つて府縣工聯系統の製造業者はこの適用を受ける範圍で、機械の配給統制に參加してゐるわけである。

との間に外註鑄物需給調整協議會を設置してゐる。その協議會では、四半期毎に鑄物業者の團體が製造を引受ける機工聯同鑄物の數量を協定するのであるが、これに應じて鑄物業者の團體側では、協定量の製造に必要な數量の鑄物用資材を留保して置き、機工聯側では協定量の範圍内で鑄物外註券を傘下の組員に割當てる。鑄物の註

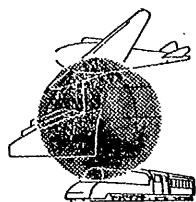
文はこの外註券を用ひ、受註者たる錆物業者が機械業者より受取つた外註券を錆物組合に提出すると、組合は留保資材を割當てる。かやうにして、協定量の錆物の生産配給が機工聯傘下組合員に對して確保されるわけである。同様の方法は、大阪府下の機械業者と錆物組合との間にも行はれてゐるのであるが、政府はこれを全國化するため目下その手續を進めてゐる。

以上機械用資材の配給統制を説明したやうな形になつたが、實はこれで機械の生産配給統制を説明したことになるのである。機械の配給統制はその資材配給に當つて、操作しなければ有效に行ひ得ないことは、この事業を極めて複雑煩瑣なものとする。機工聯の組合員が四半期毎に

卷之三

今後は機械用資材の供給減少に反比例して、軍需用及び生産擴充用機械の需要が増加するので、以上の時局關係機械の配給統制機構はます／＼強化されねばならぬ。又他方、非計畫産業及び國民生活用機械の最低限度の供給を脅かされてゐる現状では、速かにその需給計畫を樹立し配給統制機構の確立を圖る必要がある。

すでに農機具については配給統制要綱が決定されてゐるので、近くその實施を見るであらう。最後に全國の機械業者が現下機械工業の持つ重大使命に思ひを致し、進んで緊要機器を受註すると共に、配給資材を有効に使用して、機械配給統制に積極的に協力されることを切望



代用燃料の話

商 工 省

アルコール

最近燃料問題がいろいろな意味で問題となるが、わが國ではこれまで、開港燃料である石炭は需要の約九割までを内外地炭で賄ふことが出来たが、液體燃料は需要の九割以上を海外に仰いである。そこで液體燃料の自給を目指して、早くから平戦兩時を通じての燃料政策を立て実施に努力しているが、代用燃料もこの燃料政策の一環となるものである。

代用燃料といへば、廣義にも解されるが、本文では狹義に解し、揮發油代用燃料、自動車用揮發油の代用となるものについて解説を試み、一般の理解と協力を求めたいと思ふ。

で、市中のガソリンスタンドその他の地下槽で水分の侵入による分離を防ぐ意味から、アルコールの生産数量の増加に伴つて同年九月一日から昭和十三年商工省告示第二百二十二號によつて混入率を十パーセントに引上げた。昭和十四年四月からは昭和十三年商工省告示第二百六十八號によりアルコールを混入すべき揮發油の割合を二分の一(各月の混入する揮發油の割合は四十五ペーセントを下つてはならぬ)となり、昭和十五年七月以後十二月までは十分の七(各月の混入する割合は六十五ペーセントを下つてはならぬ)となつたのである。昭和十五年一月以降十二月までは十分の七(各月の混入する割合は六十五ペーセントを下つてはならぬ)となつたのである。昭和十五年一月以降内燃機関用揮發油の全量に對し、アルコールを十ペーセント混入することとなり、漸次混入率の増加を圖る方針である。

わが國でのアルコールの製造原料は澱粉質原料へば、甘藷、馬鈴薯、キャッサバ等が主で、臺灣では糖蜜等が主に使用され

る。混入用無水アルコールは昭和十三年三月から專賣局の專賣となり、政府工場としては千葉縣稻毛、茨城縣石岡、鹿兒島縣出水、熊本縣肥後大津、宮崎縣高鍋の五工場で、又は使用する場合に規定量のアルコールを混入すべきことを命じてゐる。但

し輸出用、移出用又は特殊用途、例へば航空機用、ゴム工業用、クリーニング用、油脂用等に供される揮發油に對してはアルコール混入の義務を免除してゐる。揮發油は需要量中の約九十六パーセントが内燃機關用(主として自動車用)に供されてゐるが、昭和十三年七月一日から混入を實施し、昭和十三年四月商工省告示第二百一號及び第二百二十二號により、内燃機關用揮發油、航空機の内燃機關用を除くの約四分の一に對し、五パーセントの混入率でアルコールの混入を始めたのである。混入には純度九十九パーセント以上の無水アルコールが使用される。

アルコール混合揮發油に、或る程度以上の水分が交つた場合には白濁し、ひどいときは分離を起す危険性があるので常に水分に對して注意しなければならない。この水分による分離はアルコールの混入率が低ければ低いほど、又温度が低いほど起り易いの

社が製造してゐるが、これ等の會社の製造した無水アルコールは一升當り三百七十七圓の販賣價格で政府が買上げ、混入用無水アルコールの石油會社へ一升當り五百圓五十八錢で賣渡してゐるのである。即ち政府はアルコール混用政策の圓滑な実施を圖るために、揮發油の價格に比して現在相當價なアルコールを、一ガロン當り五十七錢で石油會社に賣渡してゐるのである。揮發油混入用無水アルコールをアルコール工場から石油會社の工場又は貯油所に輸送するためには、昭和十三年二月アルコール會社が設立され、配給の圓滑を期してゐる。

アルコール製造の原料としては上述の通り、從來甘藷、馬鈴薯又は糖蜜等が使用されて來たのであるが、これ等以外に亞硫酸アルブ製造工場の廢液も考慮されてゐる。この方法によるアルコールの製造は王子製紙會社等で開始してゐる。

無水アルコールを、揮発油と混合して使用する以外に内燃機関用として單獨に使用することは、何分にも揮發性が悪く、寒冷時に始動が困難であり、消費量も増大するといふやうな缺點がある。こんな缺點を補ふ意味からアルコールの一部をエーテル化し、アルコールにエーテルを少量混入することもよいといはれてゐる。わが國でも揮發油消費規正の強化に伴ひ、アルコールの單體使用に關聯し、エーテル化アルコールが研究されるに至つたが、經濟的見地等から、なほ検討の餘地が残されてゐる。

新を自動車の燃料とし

國では殊に重要で、政府では昭和九年から獎勵金を與へてこれを使用する瓦斯發生爐の使用普及を圖つて來たのであるが、擱油の消費規正強化に伴ひ昨年の春以來

田川として、は、英國式、津川式、白土式、多田式、帝國式、日工式、燃研式、ミユラ式（いづれも木炭）の八型式があり、いづれも去る八月末以來全國的に行はれた長距離能試験に參加して優秀な成績をあげてゐる。

壓縮瓦斯と液化瓦斯

に關しては昭和十四年九月九日附、内務省
警保局長通牒を以てその保安上の取締りに
關し指示し、さらに同年九月十一日附、内
務省警保局長通牒を以て壓縮瓦斯、液化瓦
斯、アセチレン瓦斯等を燃料とする自動車
の運轉者指導取締りに關し指示があり、かゝ
る危險な瓦斯取扱ひをなす運轉者、運轉
者の、倅主等に對し注意すべき點を示した
のである。且下のところアセチレン自動車
はカーバイドの需給關係よりこれを大量に
使用することは困難な狀態である。
その他液體燃料としてはメタノールも從
來種々検討を加へられてきた外、固體燃料
としては木炭、煉炭製造の目的を以て秋田、
青森等に產出する「サルヶ」を炭化して草炭
を製造し、都會に於ける塵芥を炭化して
塵芥炭の製造が行はれると、新たな代用
燃料の分野もだん／＼擴大しつゝあるの
である。

等のノンオクタノ醇酛の可燃性の有無の如きを考慮するに付ける。燃料を高壓容器に充填し、自動車に取附け自動車用燃料として使用しようといふものが近時簇出し、昭和十三年十一月一日内務省警保局長及び鐵道省監督局長の連名通牒及び昭和十四年五月二十五日内務省警保局長通牒を以て、壓縮又は液化瓦斯を燃料とする自動車及び瓦斯充填用高壓容器の取締りに關し指示する所あつて、漸く實用の域に達してきたのである。

に關しては昭和十四年九月九日附、内務省
警保局長通牒を以てその保安上の取締りに
關し指示し、さらに同年九月十一日附、内
務省警保局長通牒を以て壓縮瓦斯液化瓦
斯、アセチレン瓦斯等を燃料とする自動車
の運轉者指導取締りに關し指示があり、かゝ
る危險な瓦斯取扱ひをなす運轉者、運轉
者の懶怠等に對し注意すべき點を示した
のである。目下のところアセチレン自動車
はカーバイドの點燃關係よりこれを大量に
使用することは困難な狀態である。

特にわれくの眼に立つやうになり、揮油^{フイユ}の不足を補つて交通運輸^{トランジット}上に貢献^{ブリタス}するところはまことに大きなものがある。

政府は昭和九年六月八日附、商工省令第十二號瓦斯發生爐設置獎勵金交付規則により、商工省で實施する試験に合格した型までの瓦斯發生爐を自動車、瓦斯機關車又は瓦斯動車^{ガスドライブ}に設置する場合に、その車の所有者に對し、毎年度の豫算の範圍内で、その設置費に要した費用の半額以内、三百圓を限度として、獎勵金を交付してゐる。農工用の發動機に對しては農林省から定置式發生爐について同様の獎勵金を交付してゐる。これが、によつて揮油^{フイユ}消費量^{ヒューリー}の減少を圖り、消費規正^{ヒューリー}の影響^{ヒューリー}を緩和し、又自動車の保有^{ホウヨウ}に多量に供給^{フクイ}することが出来る上に純然たる國產資料であるからである。しかし初

めの数年間は、發生の不備、知識の不足、或ひは取扱ひの不慣等で普及は遅れえたが、製作を督顧して改良を圖り、或ひは政府及び各縣廳の主催する講習會や普及を目的とする協會、主催の長距離運行試験によつて研究を促し、さらに各地使用者の熟練によつて取扱ひの難點を克服することによつて今日の普及を見たに至つた。さらにはこの状勢は揮発油の消費規制強化によつて拍車をかけられ、昭和十三年中に數千臺の設置を見たが昭和十四年にはさらに急激な増加を見てゐる。

大陸の衛生

(上) 陸軍省醫務局



はしがき

暴支戦の大軍が支那大陸に送られてから既に一年半、わが忠勇なる將兵は惡疫癪瘍の地であらゆる困苦、缺乏に堪へ、聖戰の目的達成に邁進してゐるが、その占領地の面積は日本の約二倍で、その地域の良民の人口は一億七千萬に達するといはれる。この廣大な地域の衛生状態は戰前吾々の想像した以上に幼稚劣等であつて、至る處に病魔が伏在し、惡疫が満在してゐる。寒帶から熱帶に亘り、しかも三寒四温の變調を常とする氣候である上に、衛生思想の乏しい陋俗の民群が北に南に常に移動して惡疫は常に各地に流行する有様である。そのため将

兵の健康は常に脅かされ、大陸に進出したわが國民の心身は非常に脅威されてゐる。衛生施設の不備と醫療機關が不足してゐる結果、支那大陸は各種の惡疫疾病的暴威蹂躪に任せ、支那の良民は不幸にも常にその危険と慘苦に暴露されてゐるのである。

明治な大東亞を建設するには、先づ支那大陸の衛生狀態を改善同上させ、日支兩國國民生活の安全を圖つて日本國民を支那の氣候風土に適合させ、又その人情風俗に順應させ、支那大陸への進出を容易ならしめねばならない。又、衣帶水の近きにあるわが帝國が從來もしばしく支那の惡疫の餘波を受けたことは周知の通りであるが、更に今後支那大陸との交通が頻繁となるに従つてわが國

の衛生を脅かす大陸の病毒を搬入する機會がますます多くなることは明らかであつて、この防止についても更に深い注意を拂ふ必要がある。

事變以來極寒酷暑の作戦地で皇軍將士が赫々たる戰果を收めた反面には、惡疫瘴瘍の地で活躍する人達を、この災害から防護し作戦を支障なく遂行させた軍衛生部の活躍努力を見のがすことは出来ない。殊に今次事變での衛生成績が劃期的の成果を收めたことは古今を通じて歴史に例のないことである。これは一にわが國醫學の進歩と、勇猛果敢な軍醫以下衛生部員の努力によるもので、衛生勤務の根本方針が着々と眞面目に實現された賜ものである。その方針とは、

一、積極的戰力増強

二、防疫の徹底

三、傷病者に對する治療の完璧

の三大則であつて、部下にその實施の完璧を要望されたのである。

父や兄、子供や弟を戰地に送つた銃後の人達のために

支那の衛生事情と疾病の状況、それからわが戰時衛生機關の活動の模様等を大體述べて参考に供さう。そして一層軍民一致協力して聖戰の目的貫徹に努め、同時に大陸の衛生開發と、戰後に来るべき大惨害の防遏に邁進せんことを願ふものである。

一 支那に於ける一般衛生概況

支那は、主要都市以外は衛生學的には今日なほ未開地であり、都市の衛生施設は近年やゝ見るべきものがあるが、その他の地は全く幼稚であつて、むしろ吾等の想像外といつた方がよい。住民一般の衛生思想は低劣で、種の習慣も亦非衛生的、原始的のものが多く、一般國民の生活程度も極めて低い。全國民の八〇%を占めてゐる農村居住者は貧困で、文化の恵みに浴せず、又現代醫學の恩澤を蒙ることがない有様で、洋醫の數も極めて少く、大體人口五萬に對して一人の割合である。しかもその大部分は大都市に集中されてゐる關係上、農山漁村の住民は僅かに漢方醫の治療を受けるか、或ひは疾病に侵され

てもその儘放つて置くか自分で草根本皮の生薬を飲むか又は薬草を使用するといふ状態である。従つて薬草の數は非常に多く、至る處に仁丹その他各種の薬草の廣告が大々的に掲げてあつて、旅行者が一種奇異の感に打たれる程である。

支那では一般に、赤痢以外の急性傳染病については醫師から届出る規則があるが、前述のやうな状況なので大都市でも届出は十分に行はれてゐない。まして地方は推して知るべきであつて、患者の隔離や汚染家屋、物品の消毒等は勧行されてゐない。豫防法に至つては全く論外と看ぶべきで、汚物糞尿は至る處に撒き散らされてゐるし、患者の死體は土葬にする習慣で、決して火葬にしないから、支那全土は病魔の一大巢窟の觀がある。

上海、南京、北京、天津、青島、廣東等の大都市には新進の支那人洋醫の外諸外國人の病院や醫院等があり、殊に英米人が基督教傳道の傍ら醫療を施しており、これ等の内には相當の資格手腕を有する者があり、その施設

も完全なものがある。しかし一方何等の資格もなく無免許で開業し醫療を施してゐるもののが跋扈してゐる有様である。

地方には今なお祈禱、呪文等によつて治療を行ふ舊習が依然として行はれており、弱者必滅の自然淘汰がくりかへされてゐるやうな感じである。

一般の衛生状況がこの通りであつて人口、生産、疾疫、死亡、婚姻等に關する統計など信すべきものが多く、又衛生諸規定はあるが、たゞ名文があるので、どの程度に實施されてゐるか疑はしいものが多い。

二 大陸の病氣

と共にその土地々々の衛生状況を速かに探索してそれに應する處置を講じ、これに追従する野戰衛生機關の衛生部員は更に詳細に調査して、惡疫の軍隊内へ侵入するのを防止する一方、幾多の専門的衛生機關が活動して戰疫蔓延の防止に努めて嚴重な防疫陣を張つた。不明の疾患に對しては極力究明し、又衛生的警察を作つて支那住民間の疾病を探索するやう努力した結果、今日では大體その全貌をはつきりさせることができた。そこで今こゝに支那大陸的主要疾病と傳染病、並びに地方病の二、三について概観を記すこととしよう。

コレラ 支那では二千年の昔に既にコレラが發生したことが知られてゐるが、一六六九年にマダガスカルから移入して大流行を起したのを第一回とし、以後毎年どこかの省に發生しないことはなく、その間十數回の大流行がくりかへされてゐた。

日清戦争の戰病者十一萬四千七百三十四名の中、實に八千五百七十五名がコレラであつて、澎湖島の百人塚、五十人塚、千人塚などはその遺物といはれてゐる。古

來戦役には殆んど惡疫の流行を伴ひ、「戰役の歴史は即ち戰疫の歴史である」といはれ、戰役によつて招來される民族の興亡、國家の隆頤と惡疫流行の消長とは相關するので、十九世紀の歐米の各戰役では、戰鬪によつて生ずる損耗よりも戰疫のために失ふ損害の方が遙かに大きい場合が多い。殊にコレラ、チフス、發疹チフス、赤痢、痘瘡、マラリア等の流行が敗戦の唯一の原因であつたことも少くない。かのナポレオンの雄圖は、モスクワの一敗によつて瓦解したのであるが、モスクワの敗は雪のためでも、寒威のためでもなく、實にチフス、發疹チフス、コレラ等の戰疫流行の結果に外ならなかつたのである。

これらの苦い尊い経験に基づいて、最近の戰争では戰疫の豫防、即ち防疫に全力を傾倒するやうになつた。今次の事變でも近代醫藥學に基調を求める、周到な準備と嚴重な警戒の下に戰ひに臨んだのであるが、何分衛生的未開國での戰爭であり、兵燹の巷であるために、昭和十二年と十三年の初めには上海を中心として各地の支那人間にコ

レラ猖獗を極め、その數二萬に達し、その餘波を受け
て皇軍將士にも罹患したものがあつたが、直ちに中支
と北支に特設した傳染病専門病院に收容して専門的に治
療を施した結果、死亡率も著るしく少く、又徹底した防
疫處置によつて大流行を來すことなく防止することが出
來、驚くべき好成績を挙げたのである。十三年度には、
先づ支那人間の流行を防止するために防疫斥候を派し、
又は衛生的警察を作つて早期發見に努め、患者は直ち
に隔離してその蔓延を防止し、又支那人に強制的に豫
防接種を施して豫防に努力した。皇軍によつて豫防接
種を受けた支那人の數は一千萬人の多きに上つてゐる。
又軍隊は早期から徹底的の防疫陣を張り防疫軍紀の振
舞に努めた結果著しく罹患數を減じ、十四年度
には、支那人の間には多數の患者が發生したにも拘
らず、わが軍人、軍屬間には殆んど發生を見ないやうに
なつた。その治療成績も至極良好であつて、今日では
コレラに罹つて死亡する者はない状態となつたのであ

腸チフス、バラチフス
支那全土に亘り四季を通じて支那人の間に散發し、殊に七月から十二月にかけてが最も多い。皇軍も其の影響を蒙つて、各地で本病患者が散發性に發生してゐるが流行することはない。これは軍隊内では防疫軍紀が確實に行はれ、患者が發生すると直ちに隔離收容し、消毒等も完全に行はれるためである。變初頭には過勞と入院の時期が遅れたために重症が多く、死亡者も少くなかつたが、今日ではその治療も看護も、十分行はれるので死亡することは滅多にならない。

赤痢 全支に濃厚に淫侵し、しばしく爆發的の流行をするが、支那人は餘り恐ろしい病氣とは思つてゐない。従つて赤痢のやうな症狀を呈する。主として夏期に流行するが、少數の患者は四季を通じて絶えることがなく、支那人の症狀は概して軽い關係から、下層民は殆んども謀せられてゐないのである。

輕症型の赤痢は非常に多くて慢性の經過を取りぢやうどアメーバ赤痢のやうな症狀を呈する。主として夏期に流行するが、少數の患者は四季を通じて絶えることがなく、支那人の症狀は概して軽い關係から、下層民は殆んど

脚注

事變以來上海香港の支那人間に本邦の流行を見たか
わが軍では上海某部隊の兵一名が罹患しただけであつ
た。

の疑ひある土人一七〇名について調査したところ、熱帶熱原蟲保有者四〇%、三日熱は四一%、兩者混合保有せるもの六%で、四日熱原蟲保有者は発見されなかつた。

これ等の患者の中、マラリア劑を服薬してゐたものは十數名に過ぎず、他は何の治療も加へず自然に放置してゐたといふことである。

マラリアは蚊によつて傳播することさへも知らず、從つて特殊の防蚊法もない状態である。又武昌の難民のうち外觀上健康さうな者三八五名を選んで検査した結果、マラリア原蟲保有者が六三%もあり、それを各型に區別すると、熱帶熱型七二%、三日熱型二七%、四日熱型一%であつた。

また南京で支那人の二七九人について調べたところ、熱帶熱型七二%、三日熱型五七・七%、四日熱型四・三%、三日熱重複感染一七・六%、四日熱重複感染一・一%、三日熱及び四日熱混合感染〇・三%の成績を得た。即ち武昌と南京では原蟲分布の状況が、相反してゐる

ことがわかると同時に、いかに支那人民間にマラリアが

食ひ入つてゐるかを知ることが出来る。

武漢攻略戦でわが將兵に相當多數のマラリア患者が發生したことは事實である。ことに其の正確な数字を擧げることは出来ないが、このマラリアの検索と治療については現地軍が特に重要視して萬全の策を講じてゐるし、又内地歸還に際しては、全員に對しマラリア原蟲保有の有無を検査して、原蟲保有者に對しては徹底的に治療を加へ得るやうになつてゐる。しかし中には一二回の検血では洩れる者があるので厚生省とも連絡して最善の方法が講ぜられてゐる。即ち歸還した在郷者がマラリアを再發した時は最寄の陸軍病院で、治療を受けることが出来、又場合によつては地方醫の診療を受けることが出来るやうになつてゐる。

肺結核 肺結核を始め各種の結核性疾患は相當著しく全支に泛侵し、殊に青年層に蔓延してゐるが、その精細な統計は得られない。一昨年漢口の難民區の路上に吐かれてあつた喀痰を集めて検査したところ、その

一・五%に結核菌が證明された。更に細密な集菌法とか咳痰培養とか動物試験等を行へば一層高度の陽性率を示すことであらう。前にも述べたやうな生活様式、衛生思想、醫療機關の状態では今日早急に結核防止の効果を上げることは出來ないであらう。

皮膚病 皮膚病の患者とその種類の多いこと

は驚くべき程で、戰時状態のためばかりではなく、平時でも下層民には實に多い。施療に來る患者の約半数は疥癬その他皮膚病の患者と見て差支へなく、殊に疥癬は甚だ多く、その病症は實にひどい。中支、長安祖附近では、士民の施療患者一八四名中四〇・八%は疥癬患者であつたし、武昌難民二三・四一八名中二、四七八名は疥癬患者であつた。皇軍將兵も戰闘が長期に亘る間には不潔な支那民家に宿營するのでこれに感染するものがあるが、一、二回の治療で愈つてしまふ。支那人は一般に皮膚、被服を清潔にすることに無關心であるために皮膚病患者が多いのである。

トロボーム

支那人とトロボームは直ちに聯想さ

れるが、三五%—四〇%はトロボームに罹つてゐる。武昌難民では三六%にトロボーム患者を検出してゐる。その症狀は一〇歳—二〇歳代のものには輕症が多く、四〇歳以上のものには重症者が多かつた。

瘡病 瘡病も多く、廣東、福建省等は支那隨一の流行地と稱されてゐる。この患者數は固より推定し得ないが、全支に五十萬人以上の患者があるといはれてゐる。殊に海南島に極めて多く海口、瓊山だけでも五千人以上あると推定され、秀英瘡病治療所にも約二百名の男女が收容されてゐる。

寄生蟲 支那は世界に冠絶した寄生蟲國であつて、全人口の四分の三は蟬蟲に寄生されてゐるといはれてゐるが、昭和十三年支那某小學校生徒の糞便検査の結果八五%，他の小學校では一〇〇%に蛔蟲卵を證明したのである。十二指腸蟲は糞便の盛んな區域に多く、南支では人口の四〇%に本蟲が寄生されてゐるといはれてゐる。肝臓チストマは地方別に分布状況に差がある。中支では人口の一〇一三〇%の罹患率があるといはれて

るが、昭和十一年廣東中山大學で、二五〇人の死體を解剖した中四九・二%に本症を發見し、孫逸仙大學の二ヶ年の解剖尾の約八〇%に本症を發見してゐる。昭和十三年十二月以来、武昌市場と難民區内で販賣してゐた魚類五十五種類中、十三種類から肝臟チスマ胞囊を發見した。わが國民は魚類の生食や生焼を好むが、支那人は決して魚類の生食をせず、必ず骨まで焼ける程度とする。これは支那料理を考へても分ることだが、支那人は永年の経験によつてこれ等の寄生蟲の災を免れようとする慣習が出來たものと考へられる。

その他肺チスマ、住血吸蟲病、各種雜蟲、吸蟲等あらゆる寄生蟲病は全地域に散在してゐるのである。

なほその外に同歸熱、マルタ熱、カラアザール、デンク熱、フライリア、ババタチ熱、ワイル病等を始め各種傳染病、風土病、寄生蟲病等の中、なほ幾多の未明の熱病があつて、わが醫學の活動を待つてゐるものが多く、さながら疾病陳列館の觀があり、世界中の四百四病、備はらざるはない狀態である。この詳細に亘つての記述は紙面が許さ

ないので省略するが、この惡疾療癒の地で活躍する皇軍が、戰病の發生率は著しく少く、戰病史上空前の良好な成績を擧げてゐるのである。

戰地で疾病に冒され死亡した兵員の比率は、日清戰爭では一三・八%、日露戰爭では二・五%，今次事變では僅かに〇・七%であることは、いかにわが醫學の進歩と衛生部の活躍が目ざましかつたかを示すものである。即ちわが陸軍衛生部では全力を擧げて積極的に、その豫防と治療に努力してゐるのである。就中その豫防に最大の重點をおいてゐるのである。（以下次號）

日ソ國交の調整

— 國際時事解説 —

外務省情報部

而してソ聯側に於ては從來缺員であつた駐日大使に、スマターニン氏を任命する等、國交調整の交渉を進める準備を整へたのであつたが、十月三十一日、モロトフ外務人民委員は最高會議に於ける演説の中に、日ソ通商協定を締結する可能性の増大したことを探し、日ソ關係の改善について交渉に入る用意のある旨を示唆するところがあり、日本に於ける東郷大使とモロトフ人民委員との間で、交渉に入る用意のある旨を示唆するところがあり、日本關係の全面的調整への發展が期待されるに至つた。

かくてモロトフ人民委員とモロトフ外務人民委員との間に、交渉が開始されたのである。

一方に於ける滿洲國と蒙古國(外蒙)との國境を確定するため、日滿側及びソ蒙側代表各二名づゝより成る委員會を設置するといふことに意見の一一致を見たのであるから、停戰協定の實施と併せて、先づ國境問題の解決に對して交渉が進められたのである。

II

滿蒙國境確定交渉は、九月二十七日の東郷大使とモロト外務人民委員との會談によつて豫備的折衝が進められたが、數次の會談を経て十一月十三日の會談を以て、日満ソ聯の混成委員會を設置し、その前半の會談をソ聯領のチタに於て行ひ、後半を滿洲國領のハルビンに於て開催することに意見の一一致を見、さらにその後の會談に於て準備に關する補足的な事項が決定された。

よつて日本側は久保田ハルビン總領事を、また滿洲國は龜山外務局政務處長、ソ聯は第一軍兵團參謀長ボグダーノフ少將、蒙古はジャムサロン首相代理をそれゝ代表に任命し、諸般の準備を整へ十二月七日からチタに於てよいよ正式國境確定交渉が開始されたのである。

かくてチタ會議は二十五日至るまで、前後八回に亘つて討議を行つたが、會議は大體順調に進捗し、二十五日第八回會議に於て、會議の今後の順序に關する取極めが作成されたので、以後の會議をハルビンに移すべき旨が發表さ

III

一方、東京に於ける野村外相とスマターニン大使との會談は、十一月十五日の第一次會談に引續いて二十八日第二次の會談が行はれ、漁業條約に關する交渉が進められ、さらにもスコーに於ても、これと前後して東郷大使とモロト外務人民委員との間に交渉が行はれつゝあつたが、十五

日の會談に於て、モロト外務人民委員は、ソ聯政府は一

定條件の下に於て、長期に亘る新漁業條約を締結する用意がある旨の重大なる意志表示が行はれたのである。越えて二十三日の會談に於て、年内餘日なく充分な討議は困難であるから、とりあへず暫行協定を結ぶべしといふことになり、二十七日の會談に於て帝國政府の暫定協定

40

られた。
ハルビンに移された會談は、昨年に引續いて一月七日、混成委員會第九回の會談として開かれ、國境線の圖上劃定に關する問題の討議に入つたが、なほ、十日に第十回會談が開かれ、討議は續行されつゝある。

一方、東京に於ける野村外相とスマターニン大使との會談は、十一月十五日の第一次會談に引續いて二十八日第二次の會談が行はれ、漁業條約に關する交渉が進められ、さらにもスコーに於ても、これと前後して東郷大使とモロト外務人民委員との間に交渉が行はれつゝあつたが、十五

日の會談に於て、モロト外務人民委員は、ソ聯政府は一定條件の下に於て、長期に亘る新漁業條約を締結する用意がある旨の重大なる意志表示が行はれたのである。越えて二十三日の會談に於て、年内餘日なく充分な討議は困難であるから、とりあへず暫行協定を結ぶべしといふことになり、二十七日の會談に於て帝國政府の暫定協定

がある旨的重大なる意志表示が行はれたのである。越えて二十三日の會談に於て、年内餘日なく充分な討議は困難であるから、とりあへず暫行協定を結ぶべしといふことになり、二十七日の會談に於て帝國政府の暫定協定

案を提示して交渉を進め、二十九、三十の兩日に亘る討議の結果、暫行協定は成立を見、三十一日東郷大使とモロト外務人民委員の署名を了したのである。

この暫行協定の内容は、大體昭和十四年の暫定取極めと同様であるが、さらにモロト外務人民委員は、本昭和十五年中に長期本條約を締結して、この暫行協定に代らしめる趣旨の規定を設けることに同意したのである。

かくて右の規定に基づいて長期漁業條約の締結に關する交渉が引續いて今後行はれることになり、こゝに去る昭和十一年以來、毎年紛糾を見て來た漁業條約問題も、やうやく根本的解決への曙光を認めるに至つたのである。

なほ、右の漁業條約の交渉と關聯して、昨年來満ソ間の懸案となつてゐた、滿洲國の北満鐵道買収代價最終割賦金の支拂問題がソ聯側から提出されたが、帝國政府としてはこれが解決のために積極的に満ソ間を斡旋することとなり、漁業條約問題と併行して種々折衝を重ねた結果、過去二十ヶ月餘に亘る満ソ間の紛争も、こゝに圓満なる解決を得るに至つた。

即ち、ソ聯政府が滿洲國より受取るべき最終割賦金約六

百萬圓に、その利子及び北満鐵道讓渡協定金約款による増金を加へた額と、滿洲國がソ聯政府より受取るべき請求額約百三十萬圓に利子を加へた額とを對當額に於て相殺し、残額を滿洲國政府よりソ聯政府に支拂ふことに決定したのである。なほ、右の支拂金については、ソ聯側はその金額の三分の二を下らざる額まで、日満兩國から物資を購入することに、諒解が成立した。

IV

かくして、ノモンハン事件の停戰協定より發展して、一方に於て、滿蒙國境の確定交渉が進められると共に、他方、最近、例年のように紛糾を見た漁業條約についても、とりあへず暫行協定の締結を見、なほ長期基本條約の締結に至るべき見込みもついたのであるが、さらに、豫ねての問題であった通商問題に關する交渉も開始されるに至り、こゝに日ソ國交調整は、やうやく本格的の軌道に乗らうとしてゐるのである。

通商問題については、十一月下旬より、漁業條約の交渉と併行して、東郷大使とモロト外務人民委員との會談に於

て折衝^{あしう}が行はれてゐたが、十二月二十二日、東郷大使とミ

コヤン外國貿易人民委員との間に、いよいよ正式交渉を開

始すべき具體的の協議が行はれ、爾來數次に亘る折衝の結

果、帝國政府は東郷大使並びに松島スウェーデン公使を正

式代表に任命し、松島代表は十二月二十日東京を出發して

モスコ^ウに赴き、一月七日、東郷、松島兩代表とミコヤン

通商人民委員との第一回會議が行はれ、こゝに通商交渉は

いよいよ本格的折衝に入つたのである。

要するに、日ソの國交調整は満蒙國境確定、漁業條約及び通商交渉の三方面に亘つて、今後引續き折衝が行はれるのであるが、國境確定も、ノモンハン地方の決定を見た上に於て、さらに満蒙、滿ソの全面的國境確定、國境紛爭の處理解決へと進展すべしとも見られており、また、漁業條約は本年中を以て豫ねての懸案である長期基本條約の締結を見るべく、こゝに多年紛糾を續けて來た漁業問題も一應の安定を見ることと期待されており、さらには通商協定の成立を見るに至れば、こゝに日ソ關係は正に割期的の變化を來すこととなるので、その交渉の成行が注目されてゐるのである。

寫眞週報

『讀物頁』を新設します

——一月廿四日發行の次號から——

姉妹紙『寫眞週報』が次の「一月廿四日」で第百號に達します。昭和十三年二月十六日に創刊號を皆様の御手もとへ送つてから約二年になります。この第百號を迎へるに當つて一段の飛躍を期するために、この號から寫眞週報に『讀物頁』八頁を設けることにいたしました。この『讀物頁』は時局の動きや政府の方針を、綠の『週報』よりもすっとくだいてわかり易くお傳へし、堅かな讀物を提供しようとすると共に、各

方面から熱心に要望されてゐる『週報』大衆版『週報』家庭版『要求の聲』にも應へるものと思ひます。

しかしバルブ資源の甚重な戦時下の今日、紙の國策は『週報』『寫眞週報』も實行しなくてはなりません。そこで『讀物頁』新設と同時に、グラフ頁は常に表紙共二十頁とし（現在は二十頁と二十四頁との交代）、讀物頁の用紙は『週報』の建頁を抜配してこれに振り向けることになりました。

かくして『寫眞週報』はグラフ頁の刷新と相まって、飛躍的の發展を期して居ります。『週報』と共に御愛讀の程を。

第一百號を迎ふ

最近公布の法令 内閣官房總務課

各法令の全文は、公布された日と同日附の官報に掲載されてゐます。

◇興亞院官制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十三號)

◇司法部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十二號)

◇拓務部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十一號)

◇厚生部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十三號)

◇昭和十四年法律第六十七號著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律施行期日ノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十四號)

◇昭和十四年法律第六十七號第一條第三項ノ規定ニ依り著作物ノ範圍ヲ定ムルノ件 (十二月十三日公布勅令第八百三十五號)

◇昭和十四年法律第六十七號を十二月十五日より施行し、これに伴つて同法第一條第三項は同法律の適用せられる著作物の範圍は、勅令を以て定むべきことを規定してゐるのでその範圍を、小説一二脚本三、樂曲ヲ伴フ場合ニ於ケル歌詞四、樂曲と限定したものである。

◇職業紹介法律施行令 (十二月十三日公布勅令第八百三十六號)

◇樓木廳職業紹介所官制 (十二月十三日公布勅令第八百三十七號)

樓木に於ける勞務需給の適正圓滑なる調整を圖る爲め、職業紹介所を設置することとしたものである。

◇總動員物資使用收用令 (十二月十六日公布勅令第八百三十八號)

軍需品等の生産力擴充上、現存物資の最も有效なる集中利用を圖るため、軍用に供する物資、其の生産、又は修理に要する物資その他の總動員物資に付き、これが使用又は收用を爲すに必要な規定を整備したので、十二月二十日より施行せられた。

◇物資利用委員會官制 (十二月十八日公布勅令第八百三十九號)

代用品工業の振興及び代用品の使用普及並びに資源の回収を計り、物資利用の徹底を期するため、右事項を商工大臣の監督に應じ調査審議するため、物資利用委員會を設置することにした

もので、本委員會は商工大臣の監督に屬し、會長一人、委員五十人以内を以て組織され、外に特別の事項を調査審議するため、臨時委員會をも置き得ることになつてゐる。

◇映畫委員會官制 (十二月二十日公布勅令第八百四十號)

右は映畫法第十九條に依り設置せられたもので、内務大臣の監督に屬し内務大臣、文部大臣又は厚生大臣の諮詢に應じて映畫法第十九條第一項の事項を調査審議するもので、尙ほ映畫に関する事項につき關係各大臣に建議することが出來る。

◇文部省直轄諸學校職員定員令中改正ノ件 (十二月二十日公布勅令第八百四十一號)

時局の進展に伴ひ各種物資の需給調整に關し新たなる對策を講じ以て物資需給調整の強化徹底を圖る必要があるため、地方廳に關係職員を増置されたものである。

◇預金部資金運用規則中改正ノ件 (十二月二十日公布勅令第八百四十三號)

預金部資金の運用は預金部資金運用規則第一條所定の方法に依ることになつてゐるが、これに依れば特別の法令に依り設立さ

れた法人以外の法人或ひは洲國法人等外國法人の發行に係る債券の應募引受けは買入に關しては運用の途がなかつたのであるが、今回これ等に關し政府保證或ひは外國政府保證のある場合預金部資金運用の途を拓くこととし、尙ほ又預金部資金の出納の執行を大藏大臣事務官に委任し得ることにしたものである。

◇海運組合法施行期日ノ件

(十二月二十日公布勅令第八百四十五號)

◇海運組合法施行令

(十二月二十日公布勅令第八百四十五號)

◇演劇、映畫、音樂等改善委員會官制

(十二月二十日公布勅令第八百四十六號)

演劇、映畫、音樂等は國民生活と密接な關係を有しその社會風教に及ぼす影響は頗る大なるものがあるので、これ等の事項に關し改善指導の方策を講じ以て國民的自覺の強化、情操の涵養に資せんがため文部大臣の監督に屬する演劇、映畫、音樂等改善委員會を設置したものである。

◇航空研究所官制中改正ノ件

(十二月二十日公布勅令第八百四十八號)

◇農林部内臨時職員設置制中改正ノ件

(十二月二十日公布勅令第八百四十九號)

高等官僚等俸給令中改正ノ件 (十二月二十日公布勅令第八百五十七號) 當分の内米穀局に於て米穀、小麦、小麥粉等主要食糧産植物の需給統制方策の企畫に關する事務を掌らしめ、右の事務及び米穀の配給統制に關する事務に從事せしめるため米穀局に書記官二人、事務官三人(内一人を勤任と爲すことを得る技師二人等)を増員し、これに伴つて勤任官たる農林事務官の官等及び俸給を定めたものである。

◇造船事業委員會官制

(十二月二十六日公布勅令第八百五十九號)

造船事業法施行に伴ひ選信大臣の監督に屬する造船事業委員會を設置したるもので、同委員會は造船事業法第十六條第一項の規定に依りその權限に屬せしめたる事項及び關係各大臣の諸間に定に依りその權限に屬せしめたる事項及び關係各大臣の諸間に應じて造船事業に關する重要な事項を調査審議し、會長一人(選信大臣)及び委員三十人以内を以て組織される。

◇警視廳官制中改正ノ件

(十二月二十六日公布勅令第八百六十一號)

◇地方官制中改正ノ件

(十二月二十六日公布勅令第八百六十二號)

◇職員健康保險法の施行に伴ひ、その關係事項を警視廳保安部、

北海道及び各府縣警察部等の所管事務に追加するための改正である。

◇顧府縣臨時職員等設置制中改正ノ件

(十二月二十六日公布勅令第八百六十號)

◇職員健康保險法施行に關する事務に從事せしめるため、警視廳に屬三十二名、北海道廳に屬四名及び各府縣に通じて屬四十三名を配置するための改正である。

◇借地法及借家法ノ施行期日及施行地區ニ開スル件

(十二月二十六日公布勅令第八百六十四號)

◇借地借家調停法ノ施行期日及施行地區ニ開スル件

(十二月二十六日公布勅令第八百六十五號)

◇借地法及借家法を昨十四年十二月二十八日より東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣及び愛知縣の各府縣の内未だこれを施行せざる地區並びに廣島縣、山口縣下關市、福岡縣に施行することとし、又借地借家調停法を同様昨十四年十二月二十八日より廣島縣、山口縣下關市及び福岡縣に施行することとしたものである。

武道の重要性に鑑み、その振興に關する根本方策等重要事項を調查審議するため厚生大臣の監督の下に武道振興委員會を設置することにしたるもので、同委員會は文部大臣及び厚生大臣の諮詢に應ずる外尙ほ同一事項につき關係各大臣に建議をなし得會長一人(厚生大臣を以て充つ)、委員三十人以内及び臨時委員を以て組織されることになつてゐる。

◇關東局官制中改正ノ件

(十二月二十三日公布勅令第八百五十二號)

昭和十五年の紀元節は、神武天皇御即位紀元二千六百年に相當するにつき義に畏くも神宮の紀元節に奉幣あらせらるゝ旨仰出の次第あり、同祭を重からしめてこれを大祭とせられたものである。

◇神宮ニ於テ行フ昭和十五年ノ紀元節祭ニ關スル件

(十二月二十三日公布勅令第八百五十三號)

昭和十五年の紀元節は、神武天皇御即位紀元二千六百年に相當するにつき義に畏くも神宮の紀元節に奉幣あらせらるゝ旨仰出の次第あり、同祭を重からしめてこれを大祭とせられたものである。

◇官國幣社以下神社ニ於テ行フ昭和十五年ノ紀元節祭ニ關スル件

(十二月二十三日公布勅令第八百五十七號)

これも先に述べたと同一趣旨に依り昭和十五年の紀元節祭はこれを大祭とせられたものである。

◇宗敎團體法施行期日ノ件

(十二月二十三日公布勅令第八百五十九號)

宗敎團體法を昭和十五年四月一日より施行することとしこれに伴ひ施行に必要な諸規定を設けたものである。

◇駿馬健康保險法ノ一部施行期日ノ件

(十二月二十三日公布勅令第八百五十七號)

駿馬健康保險法施行令(十二月二十三日公布勅令第八百五十八號)

職員健康保險法中保險給付、保健施設及び費用の負擔に関する規定を除いた規定を昭和十四年十一月二十六日より施行し、これに伴つてその施行に必要な規定を定めたものである。

◇官國幣社以下神社ニ於テ行フ登記ノ登録税法

(十二月二十三日公布勅令第八百五十九號)

宗教團體法施行令(十二月二十三日公布勅令第八百五十八號)

職員健康保險法中保險給付、保健施設及び費用の負擔に関する規定を除いた規定を昭和十四年十一月二十六日より施行し、これに伴つてその施行に必要な規定を定めたものである。

◇明治三十九年勅令第一百一十九號領事官ノ取扱フ登記ノ登録税法中改正ノ件

(十二月二十七日公布勅令第八百六十八號)

商法の改正及び有限會社法の制定に因り新に登記を要する事項の登記につき登録税を課し且つ領事官の取扱ふ商業登記等の登録税を引上げるため改正を行つたものである。

◇商法中改正法律施行法ヲ臺湾ニ施行スルノ件

(十二月二十七日公布勅令第八百六十九號)

朝東洋裁判事務取扱令中改正ノ件 (十二月二十七日公布勅令第八百七十號)

◇達太施行法律特例中改正ノ件

(十二月二十七日公布勅令第八百七十一號)

南洋拓殖株式會社令中改正ノ件 (十二月二十七日公布勅令第八百七十二號)

◇南洋群島裁判事務取扱令中改正ノ件

(十二月二十七日公布勅令第八百七十三號)

右はいづれも商法中改正法律施行法施行に伴ひ關係法令を制定又は改正したものである。

◇大正十年勅令第三百二十八號東亞同文會ノ設立スル

(十二月二十七日公布勅令第八百七十四號)

東亞同文會の經營する東亞同文書院大學に關しては大學令に依らしめることとしたもので、尙ほ現に同會の經營する東亞同文書院に關しては依然從前の一例に依ることになつてゐる。

に精密機械研究所を附屬せしめることとして、同研究所の所長、

所員、助手及び書記等の職員並びにそれに従事すべき教授、助

教授、助手及び書記等の増員に關し規定したものである。

◇ 遷信部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十三號)

本年三月二十四日を以て公布された法律第一二三號鑄業法中改

正法律の施行期日を昭和十五年一月一日と定め、これに伴つて

同法に依る調停の中立及び仲裁判断の申立の手數料等を定めた

ものである。

◇ 友好及文化的協力ニ關スル日本國「ハンガリ一國間條約」 (十二月二十九日公布勅令第七號)

わが國とハンガリ一國との間に存する友好及び相互的信頼の關係を一層強固ならしめるため、兩國間にその友好及び文化的の協

力を關し締結されたもので昨年十二月三十日から實施された。

大正六年勅令第五十九號稅關支署ノ名稱位置及管轄區域 (十二月二十八日公布勅令第八百七十七號)

ノ件中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百七十九號)

稅務署官制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百七十九號)

七尾市下松市、鍛冶市、館山市及び日立市の市制施行に伴つて税關支署の位置及び管轄區域或ひは稅務署の管轄區域に所要の改正を加へたものである。

◇ 司法部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百七十九號)

裁判所職員定員令中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十號)

經濟犯罪に關する事務及び經濟犯罪の捜査及び裁判に關する事務並びに借地法、借家法及び借地借家調停法に關する事務等に從事する司法事務官、司法廳、裁判所書記及び判事並に検事の増員を行つたものである。

◇ 文部省官制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十二號)

官立工業大學官制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十二號)

精密機械に關する學理及び應用の研究を掌るため東京工業大學

- 昭和十四年法律第二十三號鑄業法中改正法律施行期日ノ件 (十二月二十七日公布勅令第八百七十五號)
- 鑄業賠償二關スル調停及仲裁判断ノ手數料等ニ關スル件 (十二月二十七日公布勅令第八百七十六號)
- 本年三月二十四日を以て公布された法律第一二三號鑄業法中改正法律の施行期日を昭和十五年一月一日と定め、これに伴つて同法に依る調停の中立及び仲裁判断の申立の手數料等を定めたものである。
- ◇ 友好及文化的協力ニ關スル日本國「ハンガリ一國間條約」 (十二月二十九日公布勅令第七號)
- わが國とハンガリ一國との間に存する友好及び相互的信頼の關係を一層強固ならしめるため、兩國間にその友好及び文化的の協力を關し締結されたもので昨年十二月三十日から實施された。
- 大正六年勅令第五十九號稅關支署ノ名稱位置及管轄區域 (十二月二十八日公布勅令第八百七十七號)
- ノ件中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百七十九號)
- 稅務署官制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百七十九號)
- 七尾市下松市、鍛冶市、館山市及び日立市の市制施行に伴つて税關支署の位置及び管轄區域或ひは稅務署の管轄區域に所要の改正を加へたものである。
- ◇ 司法部内臨時職員設置制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百七十九號)
- 裁判所職員定員令中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十號)
- 經濟犯罪に關する事務及び經濟犯罪の捜査及び裁判に關する事務並びに借地法、借家法及び借地借家調停法に關する事務等に從事する司法事務官、司法廳、裁判所書記及び判事並に検事の増員を行つたものである。
- ◇ 文部省官制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十二號)
- 官立工業大學官制中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百八十二號)
- 精密機械に關する學理及び應用の研究を掌るため東京工業大學

- 昭和十四年法律第七十八號を昭和十五年四月一日より施行することとし、これに伴ひ同法施行のため必要な事項を規定したるものである。
- ◇ 南洋群島煙草稅令中改正ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百九十三號)
- 内地及び朝鮮に於ける煙草小賣定價の値上に伴ひ南洋群島に於ける煙草稅の引上を爲したものである。
- ◇ 船舶建造融資補給及損失補償法施行期日ノ件 (十二月二十八日公布勅令第八百九十四號)
- 船舶建造融資補給及損失補償法施行令 (十二月二十八日公布勅令第八百九十五號)
- 船舶建造融資補給及損失補償法を昭和十五年一月一日より施行し、これに伴つてその施行に必要な規定を定めたものである。
- ◇ 南洋群島ニ於ケル航空ニ關スル件 (十二月二十八日公布勅令第八百九十六號)
- 南洋群島に於ける航空事業の現狀に鑑み、その圓滑な發達を圖るため制定されたもので、從來内閣總理大臣の監督に於けることとしたものである。本令に依れば南洋群島に於ける航空に關しては航空法第三十七條、第三四十二條、第三四三條及び第四十七條を除く外同法に依るものとし、但し同法第三條中勅令とあるを南洋慶令とするほか所要の變更が加へられてゐる。
- ◇ 重製肥料業委員會官制中改正ノ件 (十二月二十九日公布勅令第八百九十七號)
- 肥料行政を農林省主管と爲すことになったので、從來内閣總理大臣の監督に於けたものである。肥料業委員會を農林大臣の監督に於けることとしたものである。
- ◇ 大正五年勅令第百九十六號外國在外務官ニ關スル件 (十二月二十九日公布勅令第八百九十八號)
- 件中改正ノ件 (十二月二十九日公布勅令第八百九十九號)
- ◇ 海軍燃料廠令中改正ノ件 (十二月二十九日公布勅令第八百九十九號)
- 航空法第二十三條ノ三第二項の規定に依つて特別地域内に存する工作物の除去を命じた場合に於て、その除去を容易ならしめるためその所有者等に對し政府の支拂ふべき移轉等の費用は前金拂を爲し得ることにして、會計規則の特例を認めたものである。
- ◇ 工場事業場使用收用令 (十二月二十九日公布勅令第九百一號)
- 軍需品等の生産力擴充上現在施設の最も有效な利用を圖るため、國家總動員法第十三條第一項の規定に基いて、軍用に供する物資その他總動員物資の生產修理を爲す工場事業場又はこれに轉用することを得る施設につき、その使用又は收用を爲し、從業者を供用せしめ及び特許證明又は登録實用新案を爲す必要があるので制定されたものである。
- ◇ 土地工作物管理使用收用令 (十二月二十九日公布勅令第九百一號)
- 明治三十三年勅令第三百八十九號外國保險會社ニ關スル件中改正ノ件 (十二月二十九日公布勅令第九百五號)
- 昭和十四年法律第四十一號を昭和十五年一月一日より施行することとし、これに伴ひ同法施行のため必要な事項を規定し、外國保險會社に關する規程についても保險業法の改正に伴ふ所要の改正をなしたものである。
- 昭和十四年法律第四十一號保險業法改正法律施行期日ノ件 (十二月二十九日公布勅令第九百四號)

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書紹介

◇物質と光(ドウブリュ・ロイ著) 本書は量子物理学の行きつまみに際に新しい道を拓いてノーベル賞を與へられたトゥ・ブロイの現代物理学の概観とその哲學的考察に関する諸論文を輯めたもので、近代科学の精髄とも云ふべき量子物理学の概要を知り得ると共に、科學するものの精神を把握することが出来る書である。多少難解ではあるが、譲筆も流暢で、一般知識人に適する科學書である。

(第1版新装 上下二巻 定価各50錢、送付各6錢、發行 東京市神田区一ツ橋二三岩波書店、振替東京二六二四〇番)

官廳編纂圖書だより

◇時局農村の副業と工業(農林省副業課編) 過般窮迫せる農山漁村の救済のため副業農村工業が奨励され、それが數年を出でて相当の實績があがり、しかも今日の重大時局に際し軍需品の供出、海外輸出等幾多重要な役割を果しつゝある時に當り、最も適當と認める副業・農村工業を選び、

山鹿素行集(第四卷) 本書は國民精神文化に關する文獻資料の中思想家著作集の一として編纂されたもので、「中朝事實」の著者山鹿素行に就いては、今更贅言を要しないのであるが、其の聖教、聖學、實學、武教等の名を以て唱道した所は一般の俗學を排し、我が神武聖文の本原を極めたもので、以て國體の本義を明徴したものである。

今日の教學刷新の機に當り、かくの如き特質を持つ聖行の遺著が刊行されたのは誠に意義深い事である。本巻は兒童に武教の實を知らしめるが爲めに編纂した武經七書證義の中、孫子、吳子、司馬法、大宗師對を收む。

(第1版新装 上下二巻 定価各6錢、送付各3錢、發行 東京市神田区一ツ橋二三岩波書店、振替東京二六二四〇番)

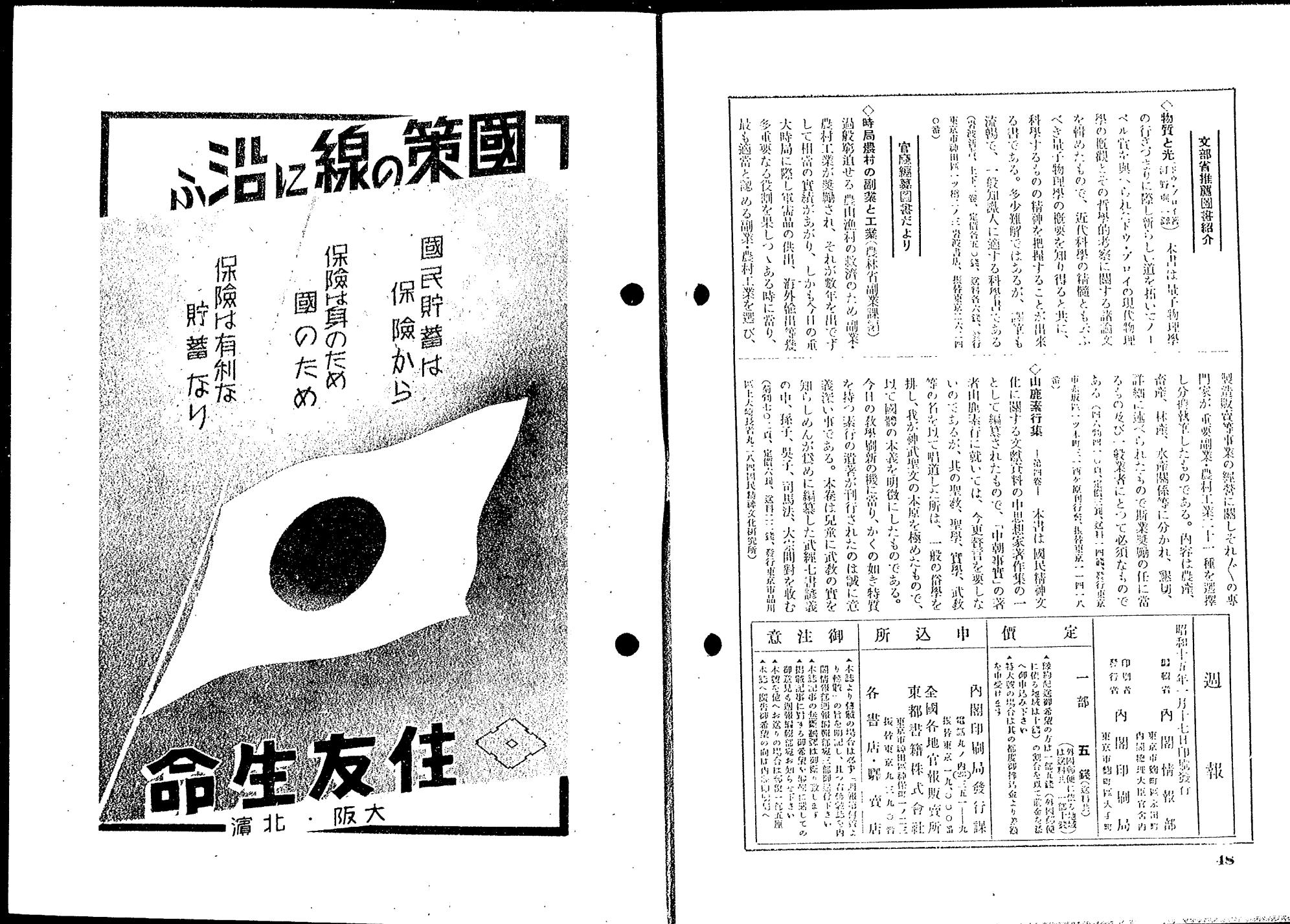
意注	御申込	定價	週報
各書店・賃貸店	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五九 東京市神田区一ツ橋二三	一部五錢(送付共) 内閣印刷局 東京市神田区一ツ橋二三	昭和十五年一月十七日印刷發行 内閣情報報部 東京市神田区一ツ橋二三

48



露光量違いにより重複撮影

ପ୍ରାଚୀନ କବିତା ଓ ମହାକବି



週

報

昭和十五年
一月十一日
第一回
第三種郵便物認可
(毎週一回水曜日発行)

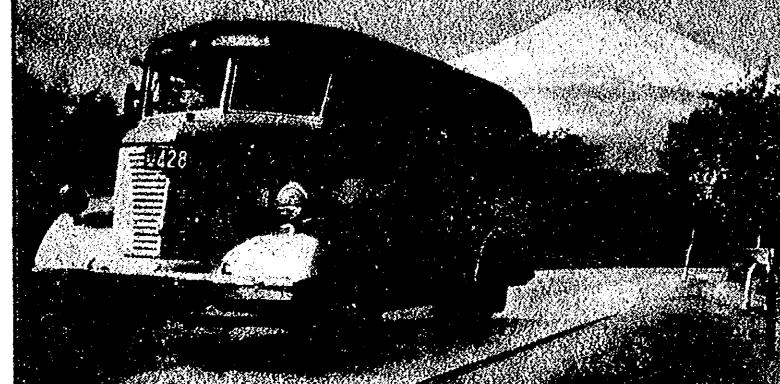
内閣印刷局印刷發行

ニッサントラックバス

現時局下に於て國產自動車工業の使命は愈々重大性を加へ平戦兩時を通じ、その國內保有並に製造能力確保の絶對必要を認識せられ、深甚なる御支援を賜り厚く御禮申上ます今後益々御愛顧御指導の程幾重にも願上ます。

營業所

東京 東京市京橋區銀座
大阪 大阪市西區江戸堀
名古屋 名古屋市中区大池町
京都 京都市京都駅前
横濱 横濱市鶴見区高島町
神戸 神戸市灘區岩屋町
福岡 福岡市東中洲町
姫路 京城市西 大門
玉野 姫玉郡奥野町
千葉 千葉市新町
上野 上野原町
北京 北京市大山木町
(全国各地に販賣店あり)



東京 日産自動車販賣株式會社 丸の内

(判LA51格規定國はさき大の書本)